

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
医科大学附属病院等整備費	967,000	証書借入又は証券発行 (他の地方公共団体と の共同発行を含む。)	年10.0以内	1 償還期間は、30年以内（据置期間を含む。）とする。 2 償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えを することができ。る。
少年自然の家改修費	23,000			
府指定文化財等保存修理事業費	142,000			
郷土資料館改修費	36,000			
私立学校教育振興補助金	91,000			
自然災害防止事業費	502,000			
単独災害土木復旧事業費	300,000			
現年発生補助災害土木復旧事業費	219,000			
国直轄災害復旧事業費負担金	111,000			
過年発生補助災害土木復旧事業費	21,000			
退職手当債	2,000,000			
臨時財政対策債	15,800,000			
減収補填債	13,500,000			
計	86,640,000			

第17号議案

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備及び経過措置に関する条例制定の件

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備及び経過措置に関する条例を次のように定める。

令和4年2月4日提出

京都府知事 西 脇 隆 俊

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備及び経過措置に関する条例

(京都府吏員恩給条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第1条 京都府吏員恩給条例等の一部を改正する条例（昭和51年京都府条例第67号）の一部を次のように改正する。

附則第9条第1項中「一に」を「いずれかに」に、「掲げる」を「定める」に改め、同項第1号中「いう」の右に「。次号において同じ」を加え、「(18歳以上20歳未満の子にあつては、重度障害である者に限る。)」を削り、同項第2号中「(前号に規定する子に限る。)」を削る。

(青少年の健全な育成に関する条例の一部改正)

第2条 青少年の健全な育成に関する条例（昭和56年京都府条例第2号）の一部を次のように改正する。

第12条第1号中「(婚姻により成年に達したとみなされる者を除く。)」を削る。

(京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例の一部改正)

第3条 京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例（平成14年京都府条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「次の各号に」を「次に」に、「すべて」を「全て」に改め、第1号を次のように改める。

(1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める者が府の区域内に住所を有していること。

ア 貸与を受ける者が未成年者である場合 貸与を受ける者の親権者又は未成年後見人

イ 貸与を受ける者が20歳未満の成年人である場合 貸与を受ける者又はその生計を維持する者

ウ 貸与を受ける者が20歳以上の成年人である場合 貸与を受ける者

(京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例及び児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例の一部改正)

第4条 次に掲げる条例の規定中「児童等」を「児童」に改める。

(1) 京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例（平成18年京都府条例第46号）第31条第1項の表第11条の項

(2) 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例（平成24年京都府条例第36号）第11条

(京都府吏員恩給条例の適用に関する経過措置)

第5条 令和4年3月31日において京都府吏員恩給条例（昭和9年京都府条例第4号）第39条第1項の規定による遺族扶助料について同条例第41条第2項及び第3項の規定による加給の原因となる未成年の子がある場合における当該子に対する同項の規定の適用については、同項中「未成年ノ子」とあるのは「20歳未満ノ子（婚姻シタル子ヲ除ク）」と、「ナキ成年ノ子」とあるのは「ナキ20歳以上ノ子（婚姻シタル20歳未満ノ子ヲ含ム）」とする。

2 令和4年3月31日において未成年の子について給与事由が生じている京都府吏員恩給条例第39条第1項の規定による遺族扶助料に係る当該子に対する同項並びに同条例第40条及び第46条第1項の規定の適用については、同条例第39条第1項中「未成年ノ子」とあるのは「20歳未満ノ子（婚姻シタル子ヲ除ク）」と、「成年ノ子」とあるのは「20歳以上ノ子（婚姻シタル20歳未満ノ子ヲ含ム）」と、同条例第40条及び第46条第1項第4号中「成年ノ子」とあるのは「20歳以上ノ子（婚姻シタル20歳未満ノ子ヲ含ム）」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(京都府吏員恩給条例等の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 令和4年3月31日において京都府吏員恩給条例第41条第1項第1号に規定する遺族扶助料について第1条の規定による改正前の京都府吏員恩給条例等の一部を改正する条例附則第9条第1項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）の規定による加算の原因となる未成年の子がある場合における当該子に対する京都府吏員恩給条例第41条第3項及び第1条の規定による改正後の京都府吏員恩給条例等の一部を改正する条例（以下この条において「新

昭和51年恩給条例等改正条例」という。) 附則第9条第1項の規定の適用については、京都府吏員恩給条例第41条第3項中「未成年ノ子」とあるのは「20歳未満ノ子(婚姻シタル子ヲ除ク)」と、「ナキ成年ノ子」とあるのは「ナキ20歳以上ノ子(婚姻シタル20歳未満ノ子ヲ含ム)」と、新昭和51年恩給条例等改正条例附則第9条第1項第1号中「である子」とあるのは「である子(18歳以上20歳未満の子(婚姻した子を除く。))にあつては重度障害の状態である者に限る。)」と、同項第2号中「である子」とあるのは「である子(前号に規定する子に限る。)」とする。

(青少年の健全な育成に関する条例の一部改正に伴う罰則に関する経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後の青少年の健全な育成に関する条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第18号議案

京都府子どもを虐待から守る条例制定の件

京都府子どもを虐待から守る条例を次のように定める。

令和4年2月4日提出

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府子どもを虐待から守る条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第7条）

第2章 子どもを虐待から守るための施策

第1節 虐待の未然防止（第8条―第11条）

第2節 虐待の早期発見及び早期対応（第12条―第17条）

第3節 虐待を受けた子どもに対する支援（第18条・第19条）

第4節 虐待の再発防止（第20条・第21条）

第5節 社会的養護による子どもの自立支援（第22条・第23条）

第3章 支援体制の強化（第24条―第27条）

第4章 雑則（第28条・第29条）

附則

次代の社会を担う子どもが、虐待から守られ、権利を尊重され、夢と希望を持ち、心身ともに健やかに育つことは、全ての人々の願いである。

京都府においては、児童の権利に関する条約や現行法制の下、子どもを虐待から守るための初動体制の強化や関係機関等との連携など、迅速かつ的確に、虐待の事案に対応することができよう取組を進めてきた。

しかしながら、人と人とのつながりの希薄化等をはじめとする社会情勢の変化を背景に、地域社会においては子どもを温かく見守る力、家庭においては子どもを養育し、また、その養育を支える家族の力の低下が見られる中、子どもに対する虐待が後を絶たない。

虐待は、子どもの心身に深い傷を残し、子どもから笑顔や将来の夢、時には尊い生命まで奪ってしまう子どもに対する著しい権利の侵害であり、体罰という暴力を子どものしつけと称して行うこと等を含め、その名目上の理由のいかんにかかわらず、決して許されるものではない。

このような認識の下に、私たちは、社会全体で全ての子どもを虐待から守ることを改めて決意し、子どもを虐待から守るための基本理念を定め、府、保護者等、府民等及び関係機関等の責務並びに支援団体の役割を明らかにするとともに、子どもを虐待から守るための施策及び取組並びにその支援体制を一層強化し、子どもの権利と利益の擁護に資するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども 18歳に満たない者をいう。

(2) 保護者等 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 子どもを現に監護する者

イ 子どもを監護すべき者又は当該者となるべき者

(3) 虐待 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）第2条に規定する児童虐待をいう。

(4) 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院、警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。以下同じ。）、性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（性暴力の被害を受けた者を支援するための総合的な窓口となる相談支援センターとしての機能を担うものとして知事が別に定め

るものをいう。以下同じ。) その他子どもの福祉に業務上関係のある団体等及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談所の職員その他子どもの福祉に職務上関係のある者をいう。

(5) 支援団体 子どもを虐待から守るための取組を自主的に行う団体をいう。

(6) 府民等 府民及び事業者をいう。

(基本理念)

第2条 虐待は、子どもに対する著しい権利の侵害であり、いかなる名目上の理由があっても許されないものであるとの認識の下に、子どもが心身ともに健やかに成長し、自立することができよう、子どもを虐待から守るための施策及び取組は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

(1) 子どもの生命を守ることが最も優先され、子どもの最善の利益が考慮されなければならないこと。

(2) 子どもの権利に関する普及啓発が行われることにより、社会全体で子どもの権利についての理解が深められるとともに、子ども及び保護者等を孤立させない社会づくりが推進されること。

(3) 虐待は、子どもの心身と将来に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下に、その被害の未然防止並びに早期発見及び早期対応が図られなければならないこと。

(4) 府、市町村及び関係機関等並びに支援団体その他の地域の様々な主体並びに府民等が相互に連携し、及び協働することにより、社会全体でその施策及び取組が推進されること。

(府の責務)

第3条 府は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもを虐待から守るための総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

2 府は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市町村及び関係機関等並びに支援団体その他の地域の様々な主体並びに府民等と相互に連携し、及び協働して取り組むものとする。

(保護者等の責務)

第4条 保護者等は、その監護し、又は監護すべき子どもについて行う行為に関し、子どものしつけその他当該行為の理由についての名目のいかんを問

わず、虐待をしてはならない。

- 2 保護者等は、子どものしつけに際して、体罰を加えることをはじめ、親権その他子どもに関する一切の権限を濫用してはならない。
- 3 保護者等は、子育てについての第一義的責任を自ら有することに鑑み、子育てに当たっての困難な状況があると認めるときは、子どもが心身ともに健やかに成長することができるよう、その第一義的責任を果たすための行動として、家族その他の身近な関係にある者又は府、市町村、関係機関等若しくは支援団体に対し、当該困難な状況に係る課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

(府民等の責務)

第5条 府民等は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、速やかに通告（法第6条第1項又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の12第1項の規定による通告をいう。第12条において同じ。）をしなければならない。

- 2 府民等は、基本理念にのっとり、子どもを虐待から守ることに関する関心と理解を深めるよう努めるとともに、府及び市町村が実施する子どもを虐待から守るための施策に協力するよう努めなければならない。

(関係機関等の責務)

第6条 関係機関等は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 関係機関等は、基本理念にのっとり、それぞれの専門性及び特性を生かし、府、市町村及び他の関係機関等と相互に連携して子ども及び保護者等に対する支援を自ら行うなど、子どもを虐待から守るための取組を主体的に行うよう努めなければならない。

- 3 関係機関等は、府及び市町村が実施する子どもを虐待から守るための施策に協力するよう努めなければならない。

(支援団体の役割)

第7条 支援団体は、基本理念にのっとり、子どもを虐待から守るための取組を積極的に行うよう努めるとともに、その活動を通じて、府民等の虐待に関する関心と理解を深めるよう努めるものとする。

- 2 支援団体は、府及び市町村が実施する子どもを虐待から守るための施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 子どもを虐待から守るための施策

第1節 虐待の未然防止

(相談等の支援)

第8条 府は、虐待を未然に防止するため、子ども及びその保護者等並びにこれらの者の家族その他の身近な関係にある者に対し、市町村及び関係機関等と連携して、相談、指導、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(市町村母子保健事業等との連携)

第9条 府は、虐待を未然に防止するため、母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づき市町村が実施する母子保健に関する事業その他の市町村が実施する子どもを虐待から守るための施策と連携して、妊娠、出産及び子育てのそれぞれの段階に応じた切れ目のない支援を行うものとする。

(医療機関への適切な受診)

第10条 府は、妊娠及び出産に際して適切に医療機関を受診することは、前条に規定する切れ目のない支援を通じた虐待の未然の防止に欠くことができないものであるとの認識の下に、医療機関を受診していない妊婦その他の困難な状況に置かれている妊婦があるときは、市町村、医療機関等と連携して、当該妊婦に対し、それぞれの事情に応じた適切な受診の機会が確保されるよう努めるものとする。

(虐待の未然防止のための教育等)

第11条 府は、子どもをはじめとする府民それぞれの発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じ、生命及び個人の尊厳、身体的性差並びに妊娠、出産及び子育ての意義等について理解を深めていく教育及び啓発が適切に行われ、誰もがそれぞれの身体的性差を十分に理解し、ともに個人としての尊厳を重んじた行動をとることができるようになることが、将来の虐待を防止するために欠くことができないものであるとの認識の下に、虐待を未然に防止するため、市町村、関係機関等及び支援団体と連携して、広く府民に対し、当該教育及び啓発を行うものとする。

2 府は、前項の教育及び啓発の実施に当たっては、予期しない妊娠に至り、その妊娠について困難な状況に置かれ、又は置かれるおそれのある者ななくすることについての十分な効果が発揮されるよう努めるとともに、これらの者がそれぞれの事情に応じ妊娠及び出産に関する相談を行うことができうる関係機関等、支援団体等を周知させるものとする。

第2節 虐待の早期発見及び早期対応

(虐待の早期発見のための環境整備等)

第12条 府は、虐待を早期に発見し、かつ、虐待の事案に対し迅速に対応することができるよう、市町村及び関係機関等と連携して、虐待を受けたと思

われる子どもを発見した者が通告をしやすく、かつ、虐待を受けた子ども及びその家族その他の当該子どもと身近な関係にある者が相談をしやすい環境の整備に努めるものとする。

2 府は、前項の環境の整備に当たっては、通告及び相談の窓口となる部局及び関係機関等の名称を明示すること等により、当該部局及び関係機関等を周知させるものとする。

(通告時等の府児童相談所長の行動規範及び対応)

第13条 府児童相談所長（府の設置する児童相談所（以下「府児童相談所」という。）の所長をいう。）は、虐待について府児童相談所に法第6条第1項の規定による通告又は相談があった場合には、子どもの生命を守ることを最も優先して行動するものとする。

2 府児童相談所長は、前項の通告があった場合には、直ちに当該通告の内容について必要な調査を行うとともに、市町村及び関係機関等と連携して、当該通告に係る子どもとの面会、面談その他の当該子どもの安全の確認を行うための措置を速やかに講じるものとする。

(配偶者からの暴力等への対応)

第14条 府は、子どもが同居する家庭における暴力等（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第1項に規定する配偶者からの暴力及び子どもの同居人がその家庭において行うこれと同様の行為で同項の配偶者からの暴力に該当しないものをいう。）は当該子どもに著しい心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与える虐待であるとの認識の下に、当該子ども及び当該暴力等を受けた者並びに当該暴力等を行った者について、市町村及び配偶者暴力相談支援センターその他の関係機関等と相互に必要な情報の提供を行うことができるよう必要な措置を講じるとともに、これらの機関と連携して当該子ども及び当該暴力等を受けた者に対する支援を行うものとする。

(子どもに対する性暴力への対応)

第15条 府は、子どもに対する性暴力は当該子どもに著しい心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与える虐待であるとの認識の下に、当該子どもについて、市町村及び性暴力被害者ワンストップ相談支援センターその他の関係機関等と相互に必要な情報の提供を行うことができるよう必要な措置を講じるとともに、これらの機関と連携して当該子どもに対する支援を行うものとする。

(子どもの安全の確認及び確保)

第16条 知事は、法第8条の2第1項の規定による出頭の求め、調査若しくは質問、法第9条第1項の規定による立ち入り、調査若しくは質問、法第9条

の2第1項の規定による出頭の求め、調査若しくは質問、法第9条の3第1項の規定による臨検若しくは捜索又は同条第2項の規定による調査若しくは質問に係る権限を行使し、又はその職員等をして行使させる場合には、子どもの生命を守ることを最も優先して適切にこれらの権限を行使し、又は行使させるとともに、必要があると認めるときは、警察署長又は市町村長に対し、子どもの安全の確認及び確保に関する援助を求めるものとする。

2 府児童相談所長は、第13条第2項の安全の確認を行おうとする場合又は法第8条第2項第1号の一時保護を行おうとし、若しくは行わせようとする場合には、子どもの生命を守ることを最も優先して適切にこれらの行為を行い、又は行わせるとともに、必要があると認めるときは、警察署長又は市町村長に対し、子どもの安全の確認及び確保に関する援助を求めるものとする。

(住所等移転時の情報共有)

第17条 府児童相談所長は、虐待を受けた子どもが当該府児童相談所の管轄区域外にその住所又は居所（以下「住所等」という。）の移転をする場合には、当該子どもの安全の確保その他の必要な支援が当該移転の前後において切れ目なく行われるよう、当該移転先の住所等を管轄する児童相談所の所長に対し、迅速かつ的確に当該虐待に関する必要な情報の提供その他の適切な措置を講じるものとする。

2 府児童相談所長は、虐待を受けた子どもが当該府児童相談所の管轄区域内にその住所等の移転をした場合において、当該移転前に当該虐待に係る支援を行っていた児童相談所の所長から当該虐待に関する情報の提供を受けたときは、当該子どもの安全の確保その他の必要な支援が当該移転の前後において切れ目なく行われるよう、当該所長に対し、迅速かつ的確に当該子ども及びその家庭の状況を確認することその他の当該子どもの安全の確保に必要な事項を把握するための適切な措置を講じるものとする。

3 府は、次に掲げる場合には、当該子どもの安全の確保その他の必要な支援が当該移転の前後において切れ目なく行われるよう、関係市町村に対し、迅速かつ的確に必要な支援を行うものとする。

(1) 虐待を受けた子どもであって、当該虐待に係る支援を府内の市町村から受けているものが、他の市町村（特別区を含む。）の区域内にその住所等の移転をする場合

(2) 虐待を受けた子どもがその住所等の移転をした場合において、当該移転先となる府内の市町村が当該移転前に前号の支援を行っていた他の市町村（特別区を含む。）から当該虐待に関する情報の提供を受けたとき。

第3節 虐待を受けた子どもに対する支援

(虐待を受けた子どもに対する支援)

第18条 府は、虐待を受けた子どもが再び虐待を受けることはあってはならないとの認識の下に、当該子どもが安全に安心して養育される生活環境としての家庭環境（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）を確保することができるよう、市町村、関係機関等及び支援団体と連携して必要な措置を講じるものとする。

2 府は、前項の措置の実施に当たっては、虐待を受けた子どもがその心身の健康の回復を図ることができるよう、当該子どもに対し、その年齢及び心身の状況、その置かれている環境等を十分に考慮した適切な支援を行うものとする。

(権利の擁護)

第19条 府は、虐待を受けた子どもの保護及び支援に当たっては、当該子どもの権利と最善の利益を守るため、当該子どもから意見を聴く機会及び当該子どもが自ら意見を述べるすることができる機会の確保に努めるものとする。

第4節 虐待の再発防止

(保護者等に対する支援)

第20条 府は、虐待を受けた子どもが安全に安心して養育される生活環境としての家庭環境が形成され、再び家庭で虐待が行われることがないようにするため、その保護者等に対し、市町村、関係機関等及び支援団体と連携して、相談、指導、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(地域における見守りの充実)

第21条 府は、保護者等に対する前条の支援が効果的に実施されるよう、支援団体その他の地域の様々な主体と連携して、子どもを虐待から守ることその他の子どもの安全の確保に関する自主的な地域活動の一層の充実を図るよう努めるものとする。

第5節 社会的養護による子どもの自立支援

(社会的養護の充実)

第22条 府は、虐待を受けた子どもに対する社会的養護の充実を図るため、市町村、関係機関等及び支援団体と連携して、次に掲げる施策を推進するものとする。

(1) 乳児院、児童養護施設その他の必要な施設の確保に関すること。

(2) 前号の施設における、家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境の整備に関すること。

(3) 里親及び小規模住居型児童養育事業を行う者（以下「里親等」という。）についての普及啓発に関すること。

(4) 里親等の養育の内容を向上させるための支援に関すること。

(5) 里親等に対する必要な委託の推進に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、虐待を受けた子どもに対する社会的養護の充実を図るために必要な施策

（自立に向けた継続的支援）

第23条 府は、児童福祉法第27条第1項第3号及び第28条第1項の規定により、里親等への委託、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設への入所その他の措置を採った子どもに対し、市町村、関係機関等及び支援団体と連携して、自立した生活を円満に営むことができるよう切れ目のない支援を行うものとする。

第3章 支援体制の強化

（府児童相談所の機能強化）

第24条 府は、子どもを虐待から守るための施策の推進を図るため、虐待を受けた子どもの生命に対する高度の危険が予測される状況等の危機的状況その他の困難な状況に迅速かつ適切に対応することができるよう、府児童相談所の各管轄区域の地理的条件、人口及びその動向、交通事情その他の自然的社会的諸条件を踏まえ、それぞれの府児童相談所においてその機能を適切かつ効果的に発揮することができる運営体制の強化に努めるものとする。

2 府は、府児童相談所の施設を利用する子ども及び保護者等が、安全に安心して相談その他の当該施設の利用をすることができる環境の整備に努めるものとする。

（人材の育成等）

第25条 府は、府児童相談所その他の府の機関並びに市町村及び関係機関等において、虐待を受けた子どもの保護又は自立の支援に従事する人材の育成及び確保を図られるよう、虐待の早期発見及び早期対応その他の子どもを虐待から守ることに関する専門的な知識及び技術の修得を図るための研修の機会の確保その他の必要な施策を実施するものとする。

2 府は、子どもを虐待から守るための府民等による自主的な活動を促進するため、市町村及び関係機関等と連携して、当該活動に取り組む団体等の育

成に努めるものとする。

(一体的な施策の推進)

第26条 府は、子どもを虐待から守るための施策を総合的かつ適切に実施するため、市町村、関係機関等及び支援団体と相互に必要な情報の提供を行うことができるよう緊密な連携を図り、当該施策の一体的な推進に努めるものとする。

(京都市との連携等)

第27条 府は、前条の施策の推進に当たっては、京都市の区域を管轄区域として児童相談所を設置する京都市との適切な役割分担と協調の下、その相互間の十分な連携と協力により、子どもを虐待から守るよう努めるものとする。

第4章 雑則

(調査研究)

第28条 府は、子どもを虐待から守るための施策及び取組を効果的に推進するための方策について、必要な調査研究を行うものとする。

(財政上の措置)

第29条 府は、子どもを虐待から守るための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第19号議案

京都府旅費条例一部改正の件

京都府旅費条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月4日提出

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府旅費条例の一部を改正する条例

京都府旅費条例（昭和25年京都府条例第43号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第 21 号 議 案

管理職員等の給与の特例に関する条例一部改正の件

管理職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令 和 4 年 2 月 4 日 提 出

京 都 府 知 事 西 脇 隆 俊

管理職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

管理職員等の給与の特例に関する条例（平成19年京都府条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第29号議案

京都府証紙条例廃止等の件

京都府証紙条例を廃止する等の条例を次のように定める。

令和4年2月4日提出

京 都 府 知 事 西 脇 隆 俊

京都府証紙条例を廃止する等の条例

(京都府証紙条例の廃止)

第1条 京都府証紙条例（昭和39年京都府条例第41号）は、廃止する。

(京都府府税条例の一部改正)

第2条 京都府府税条例（昭和25年京都府条例第42号）の一部を次のように改正する。

第63条の9第1項中「、申告書」を「、同項に規定する申告書」に改め、「府が発行する証紙を貼ってしなければならない。ただし、」を削り、「により、又は」を「又は」に、「により、証紙に代えることができる」を「をもってしなければならない」に改め、同条第2項中「証紙を貼った場合には、当該証紙を貼った紙面と当該証紙の彩紋とにかけて規則で定める印で判明にこれを消し、」を削り、「には同項」を「には、同項」に改める。

第66条の2第3項中「府が発行する証紙を貼らせることによりその税金を払い込まなければならない。この場合においては、」を削り、「税額」を「種別割額」に、「により、又は証紙の額面金額」を「又は種別割額」に、「により、証紙に代えることができる」を「をもってしなければならない」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「第3項」を「前項」に改め、同条中同項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第66条の3中「第6項」を「第5項」に改める。

第118条の6第1項中「第118条の8第1項」を「第118条の8第2項」に改める。

第118条の8を次のように改める。

(狩猟税の証紙徴収の手続)

第118条の8 狩猟税の納税者は、知事の狩猟者の登録を受ける際に狩猟税額に相当する現金を納付しなければならない。

2 狩猟税の納税者が前項の規定により現金を納付したときは、知事は、申請書に規則で定める納税済印を押さなければならない。

(建築基準法施行条例の一部改正)

第3条 建築基準法施行条例（昭和35年京都市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「手数料は」の右に「、規則で定めるものを除くほか」を加える。

(京都市手数料徴収条例の一部改正)

第4条 京都市手数料徴収条例（平成12年京都市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

(京都市教育委員会手数料徴収条例の一部改正)

第5条 京都市教育委員会手数料徴収条例（平成12年京都市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「手数料は」の右に「、規則で定めるものを除くほか」を加える。

(京都市警察手数料徴収条例の一部改正)

第6条 京都市警察手数料徴収条例（平成12年京都市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(京都市証紙条例の廃止に伴う経過措置)

2 第1条の規定による廃止前の京都市証紙条例（以下「旧証紙条例」という。）により発行された証紙（以下「発行済証紙」という。）であって、この

条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に売りさばかれたもの（旧証紙条例第6条の規定により無効とされたものを除く。以下「売りさばき済証紙」という。）については、令和5年3月31日までの間に限り、なお従前の例により証紙による収入の方法により使用料及び手数料（施行日の前日において、旧証紙条例その他のこれらの歳入の徴収に関する条例の規定に基づき当該方法により徴収することとされていたものに限る。）を徴収することができる。

3 発行済証紙は、施行日以後においては、他の証紙と交換することができない。

4 売りさばき済証紙は、令和9年9月30日までの間に限り、規則で定めるところにより、これを返還して現金の還付を受けることができる。

5 施行日の前日において旧証紙条例第5条第1項の指定売りさばき人である者は、規則で定めるところにより、その保有する売りさばき前の発行済証紙を、施行日以後遅滞なく返還しなければならない。この場合において、還付する金額その他還付に関し必要な事項は、規則で定める。

6 附則第2項から前項までの場合における発行済証紙の取扱い（旧証紙条例第5条に規定するものに係るものを除く。）については、別段の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（京都府府税条例の一部改正に伴う経過措置）

7 証紙徴収の方法により徴収される自動車税及び狩猟税を納付しようとする者は、令和5年3月31日までの間に限り、なお従前の例によりその税額を納付することができる。

（京都府立学校授業料等徴収条例等の一部改正）

8 次に掲げる条例の規定中「に添えて」を「の提出の際に」に改める。

(1) 京都府立学校授業料等徴収条例（昭和23年京都府条例第12号）第6条第1項

(2) 京都府立農業大学校条例（平成20年京都府条例第6号）第9条第1項

(3) 京都府立高等技術専門校条例（平成21年京都府条例第16号）第9条第1項

(4) 京都府立林業大学校条例（平成23年京都府条例第23号）第10条第1項

（規則への委任）

9 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

第 61 号 議 案

指定管理者指定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 4 年 2 月 4 日 提 出

京 都 府 知 事 西 脇 隆 俊

- 1 施 設 の 名 称 京都府立るり溪少年自然の家
- 2 指 定 管 理 者 大阪市中央区城見 2 丁目 2 番53号
 グリーンパルるり溪共同事業体
- 3 指 定 の 期 間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日まで

令和 4 年 月 京都府議会定例会議案 (その 2)

令和4年 京都府議会議案(その2) 目次

第62号議案	令和3年度京都府一般会計補正予算(第21号)	1
第63号議案	令和3年度京都府一般会計補正予算(第22号)	3
第64号議案	令和3年度京都府一般会計補正予算(第23号)	9
第65号議案	令和3年度京都府流域下水道事業会計補正予算(第1号)	15

第 6 4 号 議 案

令和3年度京都市一般会計補正予算（第23号）

令和3年度京都市の一般会計補正予算（第23号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25,358,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,384,899,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（府債の補正）

第2条 府債の変更は、「第2表府債補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の変更は、「第3表繰越明許費補正」による。

令 和 4 年 2 月 4 日 提 出

京 都 府 知 事 西 脇 隆 俊

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 地 方 交 付 税		182,661,125	102,500	182,763,625
	1 地 方 交 付 税	182,661,125	102,500	182,763,625
9 国 庫 支 出 金		432,216,829	24,777,500	456,994,329

第64号議案 令和3年度京都市一般会計補正予算（第23号）

款	項	補正前の額	補正額	計
15 府	2 国庫補助金	377,077,631	24,777,500	401,855,131
	債	147,879,000	478,000	148,357,000
	1 府	147,879,000	478,000	148,357,000
歳入	合計	1,359,541,000	25,358,000	1,384,899,000

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		53,547,058	894,000	54,441,058
	2 企画費	11,642,196	604,000	12,246,196
	6 防災費	5,602,928	290,000	5,892,928
3 民生費		183,764,332	321,000	184,085,332
	1 社会福祉費	145,879,165	321,000	146,200,165
5 労働費		4,909,972	56,000	4,965,972
	2 雇用対策費	4,329,242	56,000	4,385,242
6 農林水産業費		22,292,807	2,818,000	25,110,807
	1 農業費	7,447,298	2,245,000	9,692,298
	3 畜産業費	1,197,675	90,000	1,287,675
	5 林業費	6,823,460	483,000	7,306,460
7 商工費		407,446,933	20,912,000	428,358,933
	1 商工業費	393,384,242	12,000	393,396,242

		2 観	光	費	13, 805, 097	20, 900, 000	34, 705, 097
10 教 育 費					172, 953, 173	357, 000	173, 310, 173
	1 教 育 総 務 費				15, 348, 232	30, 000	15, 378, 232
	3 中 学 校 費				21, 499, 070	5, 000	21, 504, 070
	4 高 等 学 校 費				38, 853, 253	202, 000	39, 055, 253
	5 特 別 支 援 学 校 費				14, 098, 348	120, 000	14, 218, 348
	歳 出 合 計				1, 359, 541, 000	25, 358, 000	1, 384, 899, 000

第2表 府 債 補 正

起 債 の 目 的	補		正		前		補		正		後	
	限 度 額	千円	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	利 率	限 度 額	千円	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	利 率
アート&テクノロジー・ ヴィレッジ整備事業費	—	—	証券借入又は 証券発行（他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。）	年 10.0以内	1 償還期間は、 30年以内（据 置期間を含む。）とする。	年 10.0以内	200, 000	—	証券借入又は 証券発行（他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。）	年 10.0以内	1 償還期間は、 30年以内（据 置期間を含む。）とする。	—
鉄道軌道安全輸送設備等 整備事業費	203, 000	—	証券借入又は 証券発行（他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。）	年 10.0以内	1 償還期間は、 30年以内（据 置期間を含む。）とする。	年 10.0以内	285, 000	—	証券借入又は 証券発行（他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。）	年 10.0以内	1 償還期間は、 30年以内（据 置期間を含む。）とする。	—
北近畿タンゴ鉄道強軌化 対策事業費	—	—	証券借入又は 証券発行（他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。）	年 10.0以内	1 償還期間は、 30年以内（据 置期間を含む。）とする。	年 10.0以内	30, 000	—	証券借入又は 証券発行（他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。）	年 10.0以内	1 償還期間は、 30年以内（据 置期間を含む。）とする。	—
震度情報ネットワークシ ステム整備費	—	—	証券借入又は 証券発行（他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。）	年 10.0以内	1 償還期間は、 30年以内（据 置期間を含む。）とする。	年 10.0以内	78, 000	—	証券借入又は 証券発行（他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。）	年 10.0以内	1 償還期間は、 30年以内（据 置期間を含む。）とする。	—
障害者施設整備助成費	65, 000	—	証券借入又は 証券発行（他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。）	年 10.0以内	1 償還期間は、 30年以内（据 置期間を含む。）とする。	年 10.0以内	145, 000	—	証券借入又は 証券発行（他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。）	年 10.0以内	1 償還期間は、 30年以内（据 置期間を含む。）とする。	—
高齢者施設整備助成費	—	—	証券借入又は 証券発行（他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。）	年 10.0以内	1 償還期間は、 30年以内（据 置期間を含む。）とする。	年 10.0以内	8, 000	—	証券借入又は 証券発行（他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。）	年 10.0以内	1 償還期間は、 30年以内（据 置期間を含む。）とする。	—
計	147, 879, 000	—					148, 357, 000	—				